

公益社団法人日本動物学会 日本動物学会賞・日本動物学会奨励賞・Zoological Science Award 選考規程

第1条 本規程は公益社団法人日本動物学会定款第4条、及び第5条第1項4号の定めるところにより授与する研究の奨励及び研究業績の表彰に関する、受賞資格と選考基準を定めるものである。

第2条 本規程は、日本動物学会賞（以下学会賞）、日本動物学会奨励賞（以下奨励賞）、及び Zoological Science Award を対象とする。

（学会賞）

第3条 公益社団法人日本動物学会定款細則第12条による学会賞に関する規程

（1）学会賞とは、学術上甚だ有益で動物学の進歩発展に重要かつ顕著な貢献をなす業績をあげた研究者(個人またはグループ)に贈られるものである。

（2）受賞資格は本学会会員である者

（3）学会賞に応募(自薦、他薦を問わない)する者は、学会賞等選考委員会の定める規程に従って申請書を提出しなければならない。

（4）学会賞の公募は学会賞等選考委員会が年1回行う。

（5）学会賞等選考委員会は原則として2名の候補者を理事会に推薦し、審議を経て授賞を決定する。

（6）学会賞受賞者に賞状を授与する。

（7）受賞者は原則として大会において、受賞講演を行う。

（奨励賞）

第4条 公益社団法人日本動物学会定款細則第12条による奨励賞に関する規程

（1）奨励賞とは、活発な研究活動を行い将来の進歩発展が強く期待される若手研究者に贈られるものである。

（2）受賞資格は本学会会員である者

（3）奨励賞に応募(自薦、他薦を問わない)する者は、学会賞等選考委員会の定める規程に従って申請書を提出しなければならない。

（4）奨励賞の公募は学会賞等選考委員会が年1回行う。

（5）学会賞等選考委員会は原則として約2名の候補者を理事会に答申し、審議を経て授賞を決定する。

（6）奨励賞受賞者に賞状を授与する。

（7）受賞者は原則として大会において、受賞発表を行う。

第5条 学会賞等選考委員会

- (1) 学会賞等選考委員会とは、定款第5条第1項4号により定められた表彰の受賞者を選考する委員会である。
- (2) 学会賞等選考委員会は理事及び支部代表委員の互選により選ばれた、形態・細胞、発生、生理、内分泌、生化学・分子生物学、分類・系統・遺伝・進化（多様性を含む）、生態・行動の7分野から各1名の委員をもって構成し、理事会での審議を経て決定する。
- (3) 学会賞と奨励賞受賞候補者の選考は、学会賞等選考委員会によって行われる。
- (4) 委員の任期は1年とする。ただし再任は妨げないが、連続3期はできない。
- (5) 委員は、選考に関わる賞について自薦を含めて推薦を行わないものとする。ただし、他者からの推薦を禁ずるものではないが、当該委員は他薦を受けた段階でその委員職を辞することとする。
- (6) 委員長は委員の互選により選出する。
- (7) 学会賞等選考委員会からの報告を受けた賞担当理事は、当該年度の大会において、学会賞及び奨励賞の選考経過及び授賞理由を報告しなければならない。
- (8) 委員長がなんらかの理由で職務を果たせなくなった場合は、委員長互選の際の次点者が委員長の職務を行うものとする。
- (9) 選考委員がなんらかの理由で職務を果たせなくなった場合は、会長が委員会の構成を考慮して後任委員候補を指名し、理事会での審議を経て決定する。
- (10) 学会賞等選考委員名は、受賞者が承認された理事会から1年後まで非公開とし、その後公開する。

第6条 公益社団法人日本動物学会定款細則第12条による Zoological Science Award に関する規程

- (1) Zoological Science Award とは、Zoological Science の該当する巻に掲載された論文のうち、特に優れた研究に対して贈られるものである。
- (2) 受賞資格は特に定めない。
- (3) 論文の選考は Zoological Science Award 選考委員会で年1回行い、授賞候補論文を理事会に推薦し、審議を経て授賞を決定する。
- (4) Zoological Science Award 受賞者に、賞状を授与する。

第7条 Zoological Science Award 選考委員会

- (1) Zoological Science Award 選考委員会は、Zoological Science 編集委員をもって構成する。
- (2) 選考委員会の委員長は編集主幹が務める。
- (3) 委員長は大会において選考経過を報告しなければならない。

第 8 条 この規程を改正する場合は、理事会の承認を得なければならない。

(付則)

1. 学会賞受賞者に副賞として、1 件につき 10 万円を授与する。
2. 奨励賞受賞者に副賞として、1 件につき 5 万円を授与する。
3. この規程は 2012 年 12 月 1 日から施行する。
4. 2015 年 1 月 1 日改正。
5. 2021 年 12 月 24 日改正。
6. 2023 年 8 月 17 日改正。